

地区相談室のご案内

本年度も利用者の利便性を考慮し、地域に密着した相談室を下記のとおり開設します。融資・衛生等について精通した経営指導員等が対応いたします。

専門的な知識を有する相談内容については、中小企業診断士や税理士による相談も受付していますので、お気軽にご利用下さい。

ご相談は無料です。併せて、各地域の消費者の苦情等、情報交換も行いますので皆さまお誘いの上、ご参加下さい。

開催時期	開催場所
25年 8月 26日(月)14:00～	高岡総合庁舎 101号会議室
25年 9月 2日(月)14:00～	砺波厚生センター 小矢部支所
25年 9月 10日(火)14:00～	新川厚生センター
25年 9月 24日(火)14:00～	中部厚生センター
25年 10月 7日(月)14:00～	高岡厚生センター 氷見支所
25年 10月 21日(月)14:00～	富山市内(未定)
25年 11月 12日(火)14:00～	新川厚生センター 魚津支所
25年 11月 19日(火)14:00～	砺波厚生センター
25年 11月 26日(火)14:00～	高岡厚生センター 射水支所

【注】会場の都合で変更になる場合があります。



安全・安心を
約束する
3つのS

マークは3つのお約束

Safety 安全

Sマークの店は損害賠償責任保険加入済み。だから万一の事故にもきちんと対応できます。

Standard 安心

Sマークの店はサービス内容をはっきり提示。安心できるサービスをお約束します。

Sanitation 清潔

Sマークの店は施設・設備の一定の基準を守り衛生管理をきちんと行っています。

標準営業約款制度“Sマーク”をご存じですか！

“Sマーク”は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、『理容店』、『美容店』、『クリーニング店』、『めん類飲食店』及び『一般飲食店』では、店頭に“Sマーク”を掲げています。

Sマーク登録店は 安全・安心・清潔 を約束する信頼できるお店として当指導センターホームページで紹介しています。

なお、万一の事故等で困った時は、当指導センターの相談室の弁護士をご利用ください(相談は無料)。お問い合わせは、当指導センターまで。

事務局からのお知らせ

この広報誌は、消費者や生衛業の皆さんへの情報提供として発行したものです。

「とやま生衛だより」は、当指導センターホームページで見ることができます。

公益財団法人
富山県生活衛生営業指導センター
(ホームページ)
<http://www.seiei.or.jp/toyama/>

無料営業相談室のご案内

生衛業の皆様の経営の健全化、衛生水準の維持・向上のため、当指導センターでは無料営業相談室を開設しております。

お気軽にご利用下さい。

経営指導員、必要に応じて弁護士、中小企業診断士等が相談に応じます。

- ・相談内容：融資、経営、衛生、労務、税務など
- ・開設日時：月～金曜日(祝祭日を除く)

10:00～12:00

13:00～16:00

とやま 生衛だより

第68号

●発行所
富山市赤江町1番7号
(公財)富山県生活衛生営業指導センター
TEL: 076-442-0285
FAX: 076-444-1977
E-mail: toyamacenter@seiei.or.jp
ホームページ: <http://www.seiei.or.jp/toyama/>



新任のごあいさつ

富山県厚生部長 山崎 康至

この四月に厚生部長に就任いたしました山崎でございます。厚生部長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本県の生活衛生関係営業に携わっておられる皆様には、日頃から、県民の日常生活に不可欠なサービスの提供などを通じて、県民生活の向上にご尽力いただくとともに、県の生活衛生行政の推進に、ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、現在、我が国を取り巻く社会経済情勢は、アベノミクスの政策などにより若干の明るさが見られるものの依然として厳しい状況が続いています。そうした中であって、人々がゆとりと潤いのある生活をしようとする志向は日ごとに高まってきており、県民生活に密着し、地域に根ざした産業である生活衛生関係業界に

寄せられる期待と役割には、大きなものがあります。

今後とも、業界のさらなる経営の健全化と活性化を図られ、消費者へのサービスの充実により、豊かで、潤いのある県民生活の実現にご尽力いただきますよう、ご期待申し上げる次第であります。

県といたしましても、公益財団法人富山県生活衛生営業指導センターや関係機関と連携を図りながら、各種の事業を通じて、適正な衛生水準の維持向上や生活衛生営業の振興・発展に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、本県の生活衛生関係営業のますますのご隆盛と皆様方のご健勝、ご多幸を心から祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

栄えある受章おめでとございます

永年にわたり業界の発展と向上に貢献され、このたび春の褒章を受章されました。心からお祝い申し上げます。今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。



春の褒章 藍綬褒章

浦野 三智男氏
富山県飲食業生活衛生同業組合 理事長

平成25年4月1日

公益財団法人へ移行

当指導センターは、平成24年9月20日付で富山県公益認定等審議会の答申を経て、平成25年3月19日に富山県知事の認定を受け、平成25年4月1日付で「公益財団法人」として発足いたしました。

なお、公益法人の評議員会・理事会は、代理及び委任状が、認められなくなりましたので、出席については、ご配慮いただきますようお願いいたします。

公益財団法人 富山県生活衛生営業指導センター

(公財)富山県生活衛生営業指導センター事業計画

当指導センターの理事会及び評議員会が、3月21日に開催され、平成25年度の事業計画(案)について、次のとおりの事業が議決されました。

1. 相談指導事業

指導センター営業相談室、地区相談室のほか中小企業診断士等の専門家による相談指導

2. 後継者育成支援事業

生活衛生営業店、生衛組合及び学校等と連携した実践的なインターンシップの取り組み

3. 情報化整備事業

- ・「とやま生衛だより」の発行
- ・ホームページの一層の活用を図るための各種情報の蓄積等

4. 経営特別相談員研修事業

富山県知事から委嘱を受けている生衛業経営特別相談員等の資質の向上のための研修会開催

5. 標準営業約款登録事業

「S」マークの普及により、利用者の選択の利便と公衆衛生の向上を図る

6. クリーニング師研修・業務従事者講習事業

クリーニング業法に基づく研修・講習会の開催

7. 生活衛生営業振興事業

- ・消費者サービスの向上及び需要の開拓事業
- ・専門技術者養成・確保事業
- ・地域社会の福祉の増進事業

8. 受託調査事業

全国指導センターの委託を受けて、生衛業景気動向調査並びに生衛業経営状況調査等を実施

富山県生活衛生同業組合連合会・任意団体へ移行

連合会の平成24年度臨時総会を平成25年3月12日に開催し、任意団体へ移行することを決定、3月31日付で「社団法人の法人格を解散」し、4月1日から新たに「任意団体」としてスタートしました。

平成25年度税制改正

設備投資に対する税制が創設されました!

税制の概要

生衛業者等が経営改善に関する指導及び助言を受けて店舗改装等の設備投資を行った場合に、取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除が受けられる制度。

適用の要件

- ・本税制を利用する場合は、アドバイス機関(各生衛組合及び当指導センター)から経営改善に関する指導助言等を受けることが要件となっており、併せて納税申告書にはアドバイスを受けた旨を明らかにする書類の写しを添付することが必要。
- ・本税制の適用を受けることができるのは、青色申告者のみ。

適用対象期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に本税制措置の適用対象となる設備の取得等をして指定事業の用に供することが必要。

●お問い合わせ先 各生衛組合又は当指導センターまで

日本政策金融公庫(国民生活事業)融資のご案内

(平成25年6月12日現在)

融資制度	一般貸付	振興事業貸付		生活衛生改善貸付		
	生活衛生関係の営業を営む方	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方		生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方		
資金使途	設備資金	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	
ご融資額	7,200万円以内 4億8,000万円以内 (業種によって異なります)	1億5,000万円以内 7億2,000万円以内 (業種によって異なります)	5,700万円以内		1,500万円以内	
ご返済期間	13年以内	18年以内 (特別な場合20年)	5年以内 (特に必要な場合7年以内)		10年以内	7年以内
据置期間	1年以内	2年以内	6ヶ月以内 (特に必要な場合1年以内)		2年以内	1年以内
利率	2.25%~	[特利C] 1.35%~	2.25%~ (Sマーク1.85%~)		[特利F] 1.65%	
担保・保証人	原則、保証人・担保が必要				無担保・無保証人	

- ※・生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金及び運転資金については、通常より利率が▲0.15%低い利率で利用できます。
- ・一般貸付及び振興事業貸付の利率は、保証人を提供する場合の一例です。
- ・ご返済期間、担保・保証の条件などによって異なる利率が適用されます。
- ・一般貸付は、当指導センターの「推薦書」が必要です。

貸付制度の改正について

振興事業貸付の改善

「受動喫煙防止設備」が特別利率Cに追加されました。基準利率から▲0.9%低い利率で利用できます。

創業する生衛関係営業者への支援

新たに創業する者又は創業後概ね5年以内の者であって、雇用の維持又は拡大を図る場合は、適用する利率から▲0.2%低い利率で利用できます。

日本政策金融公庫富山支店 TEL076-431-1191 高岡支店 TEL0766-25-1171